○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新木場地区山側上部その１工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都江東区新木場１丁目地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝610m　鋼６径間連続少数鈑桁橋　橋長：293.0m　支間長：45.2＋48.0＠３＋58.0＋44.2m　幅員：9.75m　床版支間長：5.5m　鋼６径間連続少数鈑桁橋　橋長：251.3m　支間長：41.2＋47.0＋42.0＠３＋35.5m　幅員：9.75m　床版支間長：5.5m　２径間連続鋼床版箱桁橋　橋長：220.0m　拡幅長：65m　工場製作工：約1,100ｔ　工場塗装工：約11,600㎡　輸送工：約1,100ｔ　架設工　１式（クレーン架設）　橋梁付属物工　１式　鋼コンクリート合成床版　約5,300㎡

⑸　工期　平成23年３月25日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,100ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「架設工程の短縮に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻、⑽～⑿、⒁、⒂　第１号⑻～⑾、⒀、⒁に同じ

⑼、⒀　第３号１⑼、⒀に同じ

2　競争参加資格

⑴～⑸、⑺、⑼、⑽　第１号２⑴～⑸、⑺、⑼、⑽に同じ

⑹　当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

なお、現地での架設期間は平成22年６月から平成23年３月を予定する。

①～③　第１号２⑹①～③に同じ

⑻　第３号２⑼に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として、「架設工程の短縮に係わる具体的な施工計画」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「架設工程の短縮に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は重要事項が記載されていないなど不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「架設工程の短縮に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

4　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成21年９月25日（金）14時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第１号５に同じ

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Sinkiba area mountain side viaduct No. 1.

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。

平成21年７月８日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　掲載日　平成21年６月25日（号外政府調達第114号）

2　訂正内容

23ページ３段目２⑹

「②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。」

を

「②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。」

に訂正します。

23ページ４段目２⑻の後に「⑾　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係わる一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。」を追加します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局網走開発建設部が発注する一般国道39号北見市第１北見ヶ丘トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年７月８日

北海道開発局長　鈴木　英一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　一般国道39号　北見市　第１北見ヶ丘トンネル工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道北見市

3　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,245m、トンネル延長：Ｌ＝697.0m、幅員：ＳＬ＝11.6m、内空断面積：Ａ＝72.8㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工（ＡＧＦ）：Ｎ＝17シフト

4　工事区分　一般土木